



### 第3章 会員

#### (会員)

第5条 この会の会員は、第1条に掲げる目的に賛同する会員及び保護者とする。

#### (会員の区分)

第6条 この会の会員は、次の各号により区分する。

##### (1) 正会員

- イ 小学生以下の会員
- ロ 戸田市剣道連盟（以下「戸田剣連」という。）に登録する中学生以上の会員

##### (2) 準会員

- イ 戸田市内の各中学校剣道部に所属する会員
- ロ 他の剣道連盟に登録する会員
- ハ 戸田剣連への登録を希望しない会員

#### (入会申請及び入会許可)

第7条 会員になろうとする者は、この会が指定する様式に第9条で定める入会金及び第10条で定める会費等並びに第12条で定める傷害保険料を添えて提出しなければならない。

2 会長は、前項の入会手続きを完了した者に入会を許可する。

#### (個人会員の権利)

第8条 この会の会員は、別表の事業に参加できる。

#### (入会金)

第9条 会員になろうとする者は、この会が指定する期日までに、次の号に掲げる入会金を一括納入しなければならない。

- (1) 入会金（小学生以下）の会員 1,000 円
- (2) 入会金（中学生以上）の会員 2,000 円

2 入会金は、体験期間の開始月に納入するものとする。

3 一度納入された入会金は返金しないものとする。

4 この会に入会した者が脱退し、その後、再度入会したときは、入会金の額面を2分の1とする。

#### (会費等)

第10条 会員は、この会が指定する期日までに、次の号の一に該当する会費を一括納入し

なければならない。

- |                  |                              |
|------------------|------------------------------|
| (1) 小学生以下の基本錬成会員 | 月額 1,000 円 (内、事務費 100 円/月)   |
| (2) 小学生以下の錬成会員   | 月額 2,000 円 (内、事務費 200 円/月)   |
| (3) 中学・高校他、学生会員  | 年額 6,000 円 (内、事務費 1,200 円/年) |
| (4) 18 歳以上の一般会員  | 年額 7,000 円 (内、事務費 1,000 円/年) |

- 2 新たに会員になろうとする者は、入会后3ヶ月間を体験期間とし、その期間中の会費を無料とする。ただし、月の途中で入会したときは、当該月を参入しないものとする。
- 3 小学生以下の正会員の会費は、月単位とし、毎月最終稽古日までに、翌月の会費を遅滞なく納入しなければならない。
- 4 小学生以下の正会員が、退会しようとするときは、会費等の日割り精算を行わない。
- 5 中学生以上の正会員及び準会員の会費は、事業年度単位とする。
- 6 中学・高校他、学生の正会員及び準会員が、年度の途中で入会したときは、1月の会費を500円とし、体験期間終了の翌月から当該事業年度終了月までの月数を乗じた会費を納入しなければならない。
- 7 中学・高校他、学生の正会員及び準会員が、退会しようとするときは、申出のあった翌月以降から当該事業年度の最終月までの月数に400円を乗じた会費を返金する。
- 8 18歳以上の正会員及び準会員が、年度の途中で入会したときは、1月の会費を500円とし、体験期間終了の翌月から当該事業年度終了月までの月数を乗じた会費を納入しなければならない。
- 9 18歳の正会員及び準会員が、退会しようとするときは、申出のあった翌月以降から当該事業年度の最終月までの月数に500円を乗じた会費を返金する。

#### (連盟登録)

**第11条** 中学生以上の会員が、戸田剣連に登録しようとするときは、次の号の一に該当する登録料を納付しなければならない。ただし、戸田市内中学校剣道部に所属する部員を除く。

- (1) 戸田剣連の登録を希望する中学・高校生会員 年額 3,000 円
- (2) 戸田剣連の登録を希望する18歳以上の会員 年額 5,000 円

- 2 他の剣道連盟に登録している者は、戸田剣連に登録することができない。ただし、既登録先を脱退し、新たに戸田連盟に登録しようとするときは、この限りではない。
- 3 戸田剣連に登録した者が、年度の途中で脱退しようとするときは、登録料の返金を行わない。

#### (傷害保険の加入)

**第12条** 会員は、傷害保険に加入する。ただし、保険料金については、保険会社の料金規定による。

- 2 小学生以下の正会員は、この会の資産により加入する。
- 3 中学生以上の正会員及び準会員は、任意加入とする。

#### (休会)

**第13条** 会員は、次の各号の一に該当するとき、休会することができる。

- (1) 申出があったとき。
  - (2) 心身の故障のため、稽古参加に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会員は、休会する事由とその期間を会長に申請し、会長がこれを許可する。
  - 3 会員は、休会期間中であっても、会費を納入しなければならない。
  - 4 会員は、休会の事由がなくなったとき、会長に申出を行い、稽古復帰の許可を得なければならない。

#### (更新)

**第14条** 会員は、会員の権利を更新することができる。ただし、会費等の収納が認められなかったときは、会員の権利を更新することができない。

- 2 会員の権利を更新しようとする者は、この会が指定する期日までに第10条第1項第1号から第4号の一に該当する会費及び第12条で定める傷害保険料を速やかに納入しなければならない。
- 3 戸田剣連の登録を更新しようとする者は、前項のほか第11条第1項第1号又は第2号の登録料を合わせて納入しなければならない。
- 4 会長は、第2項及び第3項の手続きを完了した会員について、更新を許可する。

#### (退会)

**第15条** 会員は、次の各号の一に該当するとき、会員の権利を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 会員が死亡したとき。

#### (会員の懲戒)

**第16条** 個人会員の行為が、次の各号の一に該当する場合、会長は、役員会の決議を経て、懲戒に処することができる。

- (1) 会費の滞納があったとき。
  - (2) 法令違反又はこの会則に違反したとき。
  - (3) その他会員としてふさわしくない非行があったとき。
  - (4) 故意又は重大な過失により会に損害を与えたとき。
- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、稽古参加停止、退会とする。

#### (会員の安全配慮義務)

第17条 会員は、ケガや交通事故等に十分に配慮しなければならない。

- 2 会員は、剣道着及び用具類の点検及び衛生管理につとめなければならない。
- 3 会員は、稽古場の開閉錠管理及び清掃につとめなければならない。
- 4 会員は、全日本剣道連盟が定める全日本剣道連盟ドーピング防止規定を遵守しなければならない。

#### 第4章 役員

##### (役員)

第18条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局 若干名
- (4) 会計監査 2名

##### (その他の役員)

第19条 この会に、顧問並びに相談役を置くことができる。

##### (役員を選出)

第20条 役員は、第5条の会員の中から選出し、総会の承認を経て会長が任命する。

##### (役員任期)

第21条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 役員が欠けた場合の補員における補欠の役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

##### (役員職務)

第22条 会長は、会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐して会務を掌理する。
- 3 副会長は、会長があらかじめ定めた順序により、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 4 事務局は、事務局長、書記、会計、施設予約担当、大会対応担当を置き、この会の庶務を統括する。
- 5 会計監査は、この会の会計を監査し、監査報告書を作成する。
- 6 会計監査は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長に意見を提出することができる。

#### (役員解任)

第23条 役員は、次の各号の一に該当するとき、役員承認を経て、会長が解任する。

- (1) 退任の申出があったとき。
- (2) 退会したとき。
- (3) 心身の故障のため、事業参加に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (4) 死亡したとき。

### 第5章 総会

#### (総会)

第24条 この会に、総会を置く。

- 2 総会は、定期総会と臨時総会とする。
- 3 総会に議長を置き、会長がこれに充たる。
- 4 総会は、会員をもって構成する。
- 5 総会は、構成員の過半数をもって定足数とする。
- 6 総会の庶務は、事務局が行う。

#### (開催)

第25条 総会は、毎年度5月に開催する。

- 2 臨時総会は、会長が必要と認めた場合又は役員3分の1以上の請求があった場合に開催する。

#### (招集)

第26条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の5日前までに、招集の通知を発しなければならない。

#### (決議)

第27条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告及び決算報告
  - (2) 事業計画及び収支予算案
  - (3) 役員選任又は解任
  - (4) 会則の変更
  - (5) 解散及び残余財産の処分
  - (6) その他この会の事業運営に関する重要な事項
- 2 総会は、前条によりあらかじめ通知した事項を決議する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 総会の目的である事項について提案した場合において、構成員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を決議があったものとみなす。
- 4 総会の構成員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、総会の構成員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思を示したときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

#### (議事録)

- 第28条** 総会の議事録には、法令で定めるところにより、議事録を作成し、書面をもって作成されているときは、議長及び当該総会に出席した役員は、これに署名押印しなければならない。
- 2 前項の議事録が、電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
  - 3 議事録は、事務局が保管する。

### 第6章 運営

#### 第1節 事務局

##### (事務局)

- 第29条** この会は、円滑な事業運営を図るため、事務局を置く。

##### (事業計画)

- 第30条** この会の事業計画書を記載した書類は、毎事業年度開始の日の前日までに、事務局が作成し、総会の決議を経て、承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、会員の閲覧に供するものとする。

##### (事業報告)

- 第31条** この会の事業報告については、毎事業年度終了後、事務局が事業報告書を作成し、総会の決議を経て、承認を受けなければならない。
- 2 前項及び計算書類等のほか、次の各号の書類を事務局に備え置き、会員の閲覧に供するものとする。ただし、会員の個人情報の閲覧に関しては、会長が別に定める。
    - (1) 会員名簿
    - (2) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関するものを記載した書類

## 第2節 会計

### (資金)

第32条 この会の資金は、次をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

### (経費の支弁)

第33条 この会の指導運営に必要な経費は、資産をもって支弁する。

### (会計及び資産帳簿の整備)

第34条 会計は、この会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

### (収支予算及び決算)

第35条 この会の収支予算書の見込を記載した書類は、毎事業年度開始の日の前日までに、会計が作成し、総会の決議を経て、承認を受けなければならない。

- 2 会計は、予算執行の結果を会長に報告しなければならない。
- 3 会計は、前項に基づき報告された執行結果に基づき、決算報告書及び監査報告書を作成する。

### (監査及び決算報告)

第36条 この会の決算については、前条第3項の書類を会計監査に提出し、監査を受けた上で、総会の決議を経て、承認を受けなければならない。

### (事業年度及び会計年度)

第37条 この会の事業年度及び会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 その他

### (会則の変更)

第38条 この会則は、総会において構成員の4分の3以上の承認を得なければ変更することができない。

### (解散)

第39条 この会を解散するときは、総会において構成員の4分の3以上の承認を得なければならない。



**(残余財産等の処分)**

**第40条** この会の解散のときに有する残余財産等は、総会又は臨時総会において決議する。

**(情報公開)**

**第41条** この会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況等を公開する。

2 この会の情報公開に関する必要な事項は、会長が別に定める。

**(個人情報の保護)**

**第42条** 会員は、運営上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。会を退いた後も同様とする。

2 個人情報の取扱いに関する必要な事項は、会長が別に定める。

**(免責)**

**第43条** この会則に違反し、その行為により事故等が発生した場合の紛争や損害に対し、責任を負わないものとする。

**(公告)**

**第44条** この会の公告は、電磁的方法により行う。

**(委任)**

**第45条** 法令及びこの会則に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**第8章 雑則**

**(慶弔等)**

**第46条** 慶弔等は、役員の決議を経て承認し、会長がこれを行う。

**附 則**

この会則は、令和元年5月11日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表（第8条関係）

行事等	会員区分	正会員	準会員	
			市内中学校剣道部 員の連盟登録者	他の連盟登録者
全日本剣道連盟及び 埼玉県剣道連盟主催行事 (試合・審査・講習会等)		この会の会員として 参加できる。	この会の会員として 参加できる。	所属連盟（登録先） から参加できる。
全日本剣道道場連盟及び 埼玉県剣道道場連盟主催 行事		この会の会員として 参加できる。	この会の会員として 参加できる。	この会の会員として 参加できる。
戸田市剣道連盟主催行事		この会の会員として 参加できる。	中体連登録者として 参加できる。	参加することができ ない。ただし、戸田 市民体育祭を除く。
私設団体等主催行事		この会の会員として 参加できる。	この会の会員として 参加できる。	この会の会員として 参加できる。
爽風館クラブ主催行事		この会の会員として 参加できる。	この会の会員として 参加できる。	この会の会員として 参加できる。